

公共事業の前払金に関する事務取扱要綱

(目的)

第1条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条に規定する公共工事（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条に規定する公共事業（以下「工事」という。）をいう。）の前払金の事務取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(前払金の支払基準等)

第2条 前払金の額は、その工事の請負金額が500万円以上のものに限り当該請負金額の10分の4以内とする。

2 次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものについては、前項の範囲内で既に支払った前払金に追加して前払金（以下「中間前払金」という。）ができる。ただし、その額は、請負金額の10分の2以内とし、既に支払った前払金との合計額が請負金額の10分の6以内とする。

(1) 工期の2分の1を経過していること。

(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施するべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

3 前2項の額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた後の額とする。

4 前払金の額及び中間前払金の額は、歳計現金の許す範囲内において、一般支払その他の状況を考慮して決定するものとする。

(前払金の請求及び支払)

第3条 前払金（中間前払金を含む。以下同じ。）を請求しようとする者に対しては、公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と工事期間を保証期間として同法同条第2項に規定する前払金の保証に関する契約（工事内容の変更に伴い請負金額を増加した場合を含む。以下「前払金の保証契約」という。）を締結させ、前払金請求書（別記様式第1号）又は中間前払金請求書（別記様式第2号）に当該保証証書及び前払金使途明細書を添えて請求させなければならない。

- 2 前項の請求があったときは、その日から起算して14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 中間前払金を受けようとする者は、請求に先立ち中間前払金認定請求書（別記様式第3号）により、前条第2項各号に掲げる要件を満たしていることの認定を請求するものとする。
- 4 前項の請求があったときは、その日から起算して7日以内に当該請求に係る認定を行い、その結果を中間前払金認定調書（別記様式第4号）により、当該認定を請求した者に通知するものとする。

（前払金の使途）

第4条 前払金は、その工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費（以下「必要諸経費」という。）以外の経費に充当させてはならない。

（工事内容の変更等）

第5条 工事内容の変更、その他の理由により工期又は請負金額を変更したときは、直ちにその旨を保証事業会社に通知させ、前払金の保証期間又は保証金額を変更させ、変更に係る保証証書を提出させなければならない。ただし、当該工事の変更が軽易なものでその必要がないと認めるときは、この限りでない。

（前払金の返還等）

第6条 工事内容の変更、その他の理由により請負金額を減額した場合において受領済の前払金が減額後の請負金額の10分の5（中間前払金の支払を受けているときは、減額後の請負金額の10分の6）を超えるときは、その超過額を返還させなければならない。ただし、その超過額が前払金との割合において相当の額に達し、これを返還させることが前払金の使用状況からみて著しく不相当と認められるときは、契約の相手方と協議して別に返還額等を定めるものとする。

- 2 前項に規定する前払金の返還の時期は、請負金額を減額した日から20日以内とする。ただし、当該期間内に部分払をするときはその支払額のうちから前項に規定する超過額を控除するものとする。
- 3 前払金を受けた者が第4条の規定に違反したとき、又は前条の規定により工期を延長

した場合において、その延長に係る保証証書を提出しないときは、当該違反のあった日又は当該提出を求めた日から20日以内に前払金の返還を請求することができる。

4 契約を解除した場合において、当該契約に履行部分があるときは、履行部分に対する請負金額と前払金を差引精算し、前払金に残額があるときは契約解除の通知をした日から20日以内にその残額を返還させなければならない。

5 第2項から前項までに規定する期間内に前払金が返還されないときは、未返還額につき当該期限の翌日から返還の日までの期間について、その日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により、財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（前払金の追払）

第7条 工事内容の変更、その他の理由により請負金額を増額した場合において、受領済の前払金が増額後の請負金額の10分の3（中間前払金の支払を受けているときは、増額後の請負金額の10分の5）に満たないときは、増額後の請負金額の10分の4（中間前払金の支払を受けているときは、増額後の請負金額の10分の6）から受領済の前払金額（中間前払金の支払を受けている場合には中間前払金を含む。）を差し引いた額に相当する額以内の前払金の支払をすることができる。この場合においては、第3条の規定を準用する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年告示第62号）

この告示は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成23年11月1日告示第68号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月26日告示第13号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1号 (第3条関係)

年 月 日

垂井町長様

請負者
住所
氏名

印

前払金請求書

¥ _____

ただし、工事名
工事場所

請負金額	円
上記請負金額の10分の4以内の額	円

上記のとおり請負金額の前払いをされるよう保証証書を添えて請求します。
なお、前払金は、下記銀行にある私名義の預金口座に振り替えられるようお願い
します。

振替先銀行	預金種別

口座番号

様式第2号 (第3条関係)

年 月 日

垂井町長様

請負者
住所
氏名

印

中間前払金請求書

¥ _____

ただし、

工事請負代金中間前払金

請負金額	円
受領済前払金額	円
上記請負金額の10分の2の額	円
上記請負金額の10分の6の額	円

上記のとおり請負金額の中間前払いをされるよう保証証書を添えて請求します。
なお、中間前払金は、下記銀行にある私名義の預金口座に振り替えられるようお願い
します。

振替先銀行	預金種別

口座番号

様式第3号 (第3条関係)

年 月 日

垂井町長様

請負者
住所
氏名 印

中間前払金認定請求書

下記工事について、中間前払金の請求をしたいので、要件を具備していることを認定されるよう請求します。

記

工事番号	
工事名	
工事場所	
工期	自 年 月 日 至 年 月 日
請負金額	円
摘要	添付書類 ・ 工事履行報告書 ・ 実施工程表

様式第4号（第3条関係）

中間前払金認定調書

契約の相手方	住所	
	氏名	
工事番号		
工事名		
工事場所		
工期	自	年 月 日
	至	年 月 日
請負金額		円
摘要		
<p>上記工事について、その進捗を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを（認定する・認定しない）。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: center;">垂井町長</p>		

- 備考 1 2部作成し、1部を認定請求者に交付し1部を控とする。
- 2 摘要欄には、第2条第2項各号に掲げる要件を満たしている状況を、工期の経過、工程の進捗及び出来形の別に記載すること。

